

米子市立中学校部活動の在り方に関する方針

令和 6 年 4 月

米子市教育委員会

目 次

はじめに

- 1 基本方針
- 2 適切な運営のための体制整備
- 3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進
- 4 適切な休養日の設定
- 5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術活動環境の整備
- 6 学校単位で参加する大会等の見直し
- 7 安全管理と事故防止について
- 8 その他

○はじめに

中学校の部活動は、スポーツや文化に興味・関心のある生徒が自主的、自発的に参加し、各部活動の顧問（教員・部活動指導員）等の指導の下、学校教育の一環として行われている。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ることや、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。

しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育に係る課題が複雑化・多様化しており、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっている。

こうした状況にあって、スポーツ庁は平成30年3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を、同年12月に文化庁が「文化部活動に関する総合的なガイドライン」を示し、その後、鳥取県教育委員会が、平成30年12月に「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」を、平成31年3月に「鳥取県文化部活動の在り方に関する方針」をそれぞれ策定した。米子市教育委員会では、平成31年2月に「米子市運動部活動の在り方に関する方針」を、令和元年8月に「米子市文化部活動の在り方に関する方針」を策定し、取組を進めてきた。

その後、令和2年9月に、学校の働き方改革を考慮した更なる部活動改革の推進を目指して、スポーツ庁から「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」において、休日の部活動の段階的な地域移行が示された。これを受けて、令和4年12月にスポーツ庁・文化庁が、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、学校の部活動の地域連携や地域移行について、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方や新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応を示した。これを受けて、鳥取県教育委員会は、令和5年8月に「鳥取県公立中学校等における部活動の地域連携・地域移行に向けた推進計画」を示した。

これらを踏まえて、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現し、学校と地域との連携・協働による学校の部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、持続可能な活動環境を整備することが求められていること、また、部活動の運営等に関しては、運動部活動・文化部活動を通じて考えるべきであることから、この度「米子市立中学校部活動の在り方に関する方針」を策定する。

1 基本方針

(1) 望ましい部活動の在り方

生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、学校部活動が以下に示す内容を重視して、地域、学校、分野、活動目的等に応じた、多様な形で最適に実施されることをめざす。

【共通】

- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- 生徒の健康面や安全面に十分配慮し、学校全体として学校部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

【運動部活動】

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むことをめざし、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。

【文化部活動】

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むことをめざし、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養をめざした教育の充実に努めるとともに、バランスの取れた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。

(2) 部活動の位置付け

中学校の部活動は、中学校学習指導要領において、以下のように位置づけられている。

○中学校学習指導要領（平成29年3月告示）【抜粋】

第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

- ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の

一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

本市としても、部活動は教育課程外の活動であるものの、異年齢との交流の中で、生徒同士が好ましい人間関係を培ったり、生徒自身が活動を通じて自己肯定感を高めたりするなど、生徒の心身の健全な発育にとって、その教育的意義は高いと考える。

しかし、「部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われる」（中学校学習指導要領より）という観点から、活動への参加は生徒の意思を尊重する。

なお、学校の部活動以外に、多様な学びや経験、自らの興味・関心を深く追究することを通して、生徒の心身の成長が期待できる校外の諸活動（地域スポーツクラブによる活動・社会教育団体による活動・ボランティア活動等）等も、その参加について推奨する。

2 適切な運営のための体制整備

- (1) 校長は、本方針を参考に、「学校部活動に係る活動方針」を作成する。策定した活動方針は、保護者や地域の理解を得るため、学校ホームページやPTA総会等の機会を通じて公表する。
- (2) 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員等の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の視点から、円滑に部活動が実施できるよう、体制整備に努める。なお、設置する部の顧問については複数であることが望ましい。
- (3) 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）を作成し、校長に提出する。また、月ごとの活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出し、月末に活動結果を報告する。
- (4) 校長は、毎月の活動計画等の確認により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教職員の負担が過度とならないよう、必要に応じて指導を行う。
- (5) 部活動顧問は、保護者に対して年度当初に指導方針等を説明し、理解を得る。また、活動日程を事前に知らせる。
- (6) 部活動顧問は、部活動の運営上、必要な経費が生じた場合は、事前に校長に相談し、その取扱について了承を得る。徴収する際は、事前に文書を配布するなど保護者の理解を得る。また、決算報告を適切に行う。

- (7) 米子市教育委員会は、各学校の生徒や教職員の数、部活動指導員の配置状況や校務分掌等を踏まえ、部活動指導員等の積極的な任用に努める。なお、部活動指導員の任用・配置にあたっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、「部活動の位置付け」、「教育的意義」、「生徒の発達段階に応じた科学的な指導」、「安全の確保や事故発生後の適切な対応」、「生徒の人格を傷つける言動や体罰の禁止」、「サービス（部活動指導員においては校長の監督を受けること、生徒、保護者等の信頼を損なうような行為の禁止等）の遵守」等に関し、任用前及び任用後に研修等を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- (1) 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動の実施にあたっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障がい・外傷の予防や文化部活動中の障がい・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。また、部活動を通じて仲間づくりを推進するなど、いじめの未然防止に努める取組を講ずる。万が一、いじめが発生した場合は、いじめ防止基本方針に沿って迅速に対応し、早期解消に努める。
- (2) 運動部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障がい・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- (3) 文化部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- (4) 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、部活動指導にあたって、専門的知見を有する教職員等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

4 適切な休養日の設定

「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について

て」(平成29年12月18日 公益財団法人日本体育協会※現日本スポーツ協会)では、「行き過ぎたスポーツ活動を行うことは、スポーツ外傷・障がいやバーンアウトのリスクが高まり、体力・運動能力の向上につながらず、具体的には、休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」と示している。

運動部における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、また、文化部における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、学校部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスの取れた生活を送ることができるよう、以下のとおりとする。

(1) 適切な休養日等の設定

原則、1週間のうち少なくとも2日を休養日とする。うち1日は土日に設定する。

① 平日の休養日について

ア 平日に設ける休養日については、学校で定めた部活動停止日と兼ねることができる。

イ 平日の休養日は学校単位で決定することが望ましいが、天候や活動場所等の兼ね合いから校長が認める場合において部活動単位で決定することも可とする。

② 土日の休養日について

ア 休養日に大会参加等によって活動した場合は、休養日を他の曜日に振り替える。

イ 中学校体育連盟、中学校文化連盟、県吹奏楽連盟が主催する大会やコンクールの2週間前の土日については、生徒及び教員の健康面や保護者の負担等に十分配慮した上で、実施することを可とする。

③ 長期休業中の休養日について

ア 原則として平日の実施とし、土日は休養日とする。(ただし、校長が認めた場合はこの限りではない。実施する場合は前後に休養日を設ける。)

④ 長期休業中の休業日について

ア 夏季及び冬季休業中には、連続した休養期間(オフシーズン)を設ける。

(2) 活動時間

① 平日

ア 放課後の練習は長くとも2時間程度とする。(活動時間には練習前の準

備、後片付け、ミーティング、休憩の時間は含まない。)

イ 朝練習を実施する場合は、事前に練習時間や内容等を校長に報告し、承認を得た上で、生徒や保護者の過度の負担にならない範囲で実施する。朝練習の活動時間は準備・片づけ等も含め、長くとも1時間程度とする。ただし、朝練習は学校の休業日及び部活動休養日に実施しない。

ウ 部延長については、原則として中学校体育連盟、中学校文化連盟、県吹奏楽連盟が主催する大会の2週間前から実施できる。ただし、事前に校長の承認を得なければならない。なお、延長時間については季節による日没時刻の違いや通学距離の違い等を踏まえ一律に設定はしないが、生徒が部活動後に安全に下校できる範囲の時間を学校で定めることとする。

② 土日及び休日の活動時間

ア 長くとも3時間程度とする。(活動時間には練習前の準備、後片付け、ミーティング、休憩の時間は含まない。)

イ 練習試合等により、やむを得ず活動時間が3時間を超える場合は、連続した長時間の活動にならないように適宜休憩時間を設け、生徒及び教員の健康面に十分配慮する。

③ 長期休業中の活動時間

ア 「土日及び休日の活動時間」と同様とする。

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術活動環境の整備

米子市教育委員会及び校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

学校部活動が参加する大会は、原則として、中学校体育連盟、中学校文化連盟及び県吹奏楽連盟の主催する大会とする。それ以外の大会・コンクール及び地域の行事・催し等への参加については、本方針の趣旨等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、校長は参加する大会等を精査する。

7 安全管理と事故防止について

(1) 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、活動における安全管理について、事故の未然防止や事故発生時の対応など、適切な措置が講じられるよう徹底するとともに、生徒に対して安全に関する指導を行う。

- ① 活動中は適宜休憩時間を確保するなど、健康面に十分配慮する。
 - ② 学年や個人差に十分配慮した活動内容になるよう、また、大会・対外試合等の参加が過密にならないよう、留意する。
 - ③ 急激な天候の変化（雷・大雨等）の際には、活動を停止し、生徒を安全な場所に避難させる等、迅速な対応をとる。
 - ④ 全職員に、A E D、担架、救急箱等の設置場所を周知し、適切に取り扱うことができるようにする。また、万が一事故が発生した場合の対処や連絡体制を整備し、人命を最優先した対応をとる。
 - ⑤ 活動中の事故を未然に防ぐため、活動場所を十分確保し、危険な行動を取ることがないように、生徒への指導を徹底する。
 - ⑥ 定期的に活動場所や施設、用具等の安全点検を実施する。
- (2) 近年、暑熱環境が悪化する中で、学校管理下の活動、とりわけ夏季の運動部活動に熱中症事故の防止等、生徒の安全確保に向けた取組は急務である。
- ① 夏季の活動においては、これまでの経験則にとらわれることなく、その日の気象予報やその場の気象条件等に十分留意し、こまめな水分補給や休息を確保するなどの手立てを講じ、以下に示す表や資料を参考に熱中症予防に努め、生徒の安全確保を最優先する。熱中症の予防及び処置については、職員間で共通理解の徹底を図る。
 - ② 夏季の高温時において、諸事情により顧問が不在の場合は、生徒が活動する場所に必ず教員 1 名以上（同じ場所で活動する他部の顧問など）を配置し、熱中症事故防止の徹底を図る。

気温 (参考)	暑さ指数 (W B G T)	熱中症予防運動指針	
3 5℃以上	3 1℃以上	運動は原則 中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
3 1～ 3 5℃	2 8～ 3 1℃	厳重警戒 ※激しい運動は中止	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 1 0～2 0 分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人（体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など）は運動を軽減または中止。
2 8～ 3 1℃	2 5～ 2 8℃	警戒 ※積極的に	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。

		休息	激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24～ 28℃	21～ 25℃	注意 ※積極的に 水分補給	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 ※適宜水分 補給	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

環境省熱中症予防サイト「運動に関する指針」より

【参考資料】

- （公財）日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（2019）
- 環境省熱中症予防情報サイト <http://www.wbgt.env.go.jp/>

8 その他

(1) 駅伝部については、活動時期が限定的であることから、次のとおりとする。

① 活動に関しては、7(2)に示したとおり、熱中症予防に努める。

ア 活動時間は1時間程度とするが、適宜休憩を設け、連続した活動にならないよう生徒の健康面に十分配慮する。（活動時間には、練習前の準備・後片付け、ミーティング、休憩の時間は含まない。）

イ 駅伝部の練習に参加する生徒は、その期間は複数の部に所属するケースが多いことから、駅伝部と従来所属している部の活動は分けて考える。活動時間はそれぞれに示した時間を目安とするが、通常の練習量に加え、駅伝練習をすることで、相当な運動量になることから、駅伝部顧問と各部の顧問が連携を取りながら、生徒にとって過度な負担にならないよう配慮する。

ウ 駅伝部と従来所属している部の活動時間が連続したものにならないよう、次の活動に入るまでに、少なくとも30分以上の休憩時間を設け、生徒の健康面に十分配慮する。

エ 休養日の設定については、原則として他の部と同様とする。